

# XI スクールバス

## スクールバス運行規程

### 1 スクールバス運行の目的

- (1) 児童生徒の通学の安全確保を図る。
- (2) 登・下校の便宜を図り、円滑な学習活動に資する。
- (3) 保護者の送迎時間の負担を軽減する。
- (4) スクールバスを利用することにより、交通安全に関する理解をもたせる。

### 2 スクールバス運行の実際

#### <バス部の対応>

- (1) スクールバス乗務員は、常に安全運転に心掛けて日常の運行に努める。
- (2) 学校からの運行上等の連絡事項等については、介助員は確実に保護者に連絡する。
- (3) スクールバス運行上重要な事項が生じた場合は、運行責任者（校長）に必ず伝え、その指示を受ける。
- (4) スクールバス運行に当たり、次の点に留意する。
  - ① 出発前点検を確実にする。
  - ② 運行中は、交通法規を守り、安全運転に努める。
  - ③ 運行中は、車内安全の確保に努める。
  - ④ 終業時の点検及びスクールバスの保守に努める。
- (5) スクールバス運行に係る介助員及び運転士の具体的職務内容は次のとおりとする。

#### [登校時]

- ① スクールバスの内、外の窓拭き、シート拭き、スクールバス洗車 (運転士)
- ② 時刻を合わせる (運転士)
- ③ 方向指示器の確認、ブレーキランプ点灯の確認 (運転士)
- ④ おはようございます、ありがとうございます等が言えるような指導 (介助員)
- ⑤ 保護者から担任への諸連絡 (介助員)
- ⑥ 安全面に気配り車内での歩行指導を行う (介助員)
- ⑦ シートベルトの着用の指導 (介助員)
- ⑧ 健康状態、顔色等のチェック (介助員)
- ⑨ 衣服の着衣等の指導 (介助員)
- ⑩ 車内でのマナーを身に付けさせる (介助員)
- ⑪ 乗車名簿への乗車したか否かの確認・記録 (介助員)
- ⑫ 乗降時の危険防止の指導 (介助員)
- ⑬ 担任への児童生徒の引き継ぎ、及び保護者からの担任への諸連絡 (介助員)
- ⑭ スクールバスの運行修了時は車内の確認を確実にを行い、児童生徒及び手荷物の降ろし忘れがないようにする。その際、車内の確認は介助員と運転士2人それぞれで行う (運転士・介助員)
- ⑮ 排便、排尿の指導及び後片付け (介助員)
- ⑯ 担任への欠席者の報告 (介助員)
- ⑰ 始業時間は、出発時刻の30分前とする (運転士)
- ⑱ 介助員が、児童生徒の座席確保及びシートベルトの着用指導中は乗降口の安全確保は運転士が行う(児童生徒の飛び出し防止、転倒防止) (運転士)
- ⑲ 学校での下車の際には、入り口での安全確保を図り、転倒防止等に気をつけ、児童生徒が安全に下車出来るよう介助員と連携する (運転士・介助員)

#### [下校時]

- ① 出発時間30分前にスクールバスにて待機（中送り、終送り） (運転士)
- ② 担任から介助員への引き継ぎ、及び保護者への諸連絡 (介助員)
- ③ 停留所が近くなると、お願いしますと言えるように指導 (介助員)
- ④ 乗降時の危険防止、安全面に気配り車内での歩行指導を行う (介助員)
- ⑤ シートベルトの着用の指導 (介助員)
- ⑥ 下車の場合の「ありがとうございます」「さようなら」の指導 (介助員)
- ⑦ 保護者のお迎えのない場合には、担任への引き継ぎ (介助員)
- ⑧ 車内でのマナーを身に付けさせる (介助員)

- ⑨ 運航中の排便、排尿の指導後片づけ (介助員)
- ⑩ スクールバスの運行終了時は車内の確認を確実にし、児童生徒及び手荷物の降ろし忘れがないようにする。その際、車内の確認は介助員と運転士2人それぞれで行う (運転士・介助員)
- ⑪ スクールバス洗車・車内の清掃 (運転士)
- ⑫ 乗車名簿への乗車したか否かの確認・記録 (介助員)
- ⑬ 介助員が児童生徒の下車の準備及び介助中は、乗降口の安全確保は運転手が行う (運転士・介助員)
- ⑭ てんかん発作等が起こった場合の学校、保護者、病院等への緊急時の諸連絡 (スクールバス運行時における緊急対応マニュアルによる) (介助員)

[その他]

- ① 介助員一人で出来ない事例がある場合は一緒に協力して行う
    - ※ 体格の大きい児童生徒等の乗り降り等 (運転士)
  - ② 冬季、夏期休業中の校内美化・環境整備 (介助員)
- (6) 運行中に非常事態が発生した場合は、次の処置を行う
- ① 交通事故に遭遇した時
    - ア 児童生徒の安全の確認を行う。必要に応じて、児童生徒を安全な場所に誘導し、整列させるとともに全員の呼名確認を行う。
    - イ 怪我等があった場合は「119番」通報し、適切な処置を行う。
    - ウ 学校に連絡して、校長の指示を受ける。
    - エ 児童生徒の怪我等で、介助員が児童生徒と一緒に救急車に乗り込む場合は、学校への連絡及びスクールバスの安全確保は、運転手が行う。
    - オ 走行中にパニック等の緊急事態が発生した場合、スクールバスを停止し、児童生徒の安全確保を介助員と協力しあう。
  - ② その他の非常災害に遭遇した場合
    - ア 児童生徒の安全確保を第一に、沈着、冷静、迅速に行動するように配慮する。
    - イ 学校に連絡して、校長の指示を受ける。
    - ウ その他は、ア に準じて適切な処置をとる。
    - エ スクールバス運行時における緊急対応マニュアルを遵守する。
- (7) スクールバスの運行は通常3便運行とするが、児童生徒の乗車利用の実態に応じて、2便運行することがある。
- (8) 非常災害時におけるスクールバス運行は次のとおりとする。
- ① 暴風、大雨、洪水警報が発令されている場合や災害などの危険が予想される場合には、校長の指示によりバス運行を停止する。(全県的にテレビ、ラジオを通じて臨時休業を伝える)
  - ② 暴風警報が午前6時までに解除された場合、通常通りの登校になります。
  - ③ 午前7時までに解除になった場合は、スクールバスは1時間遅れで始業します。(学校バスは8時発になりますので、通常より1時間遅れとなります。)
 

なお、下校時刻は通常通りです。

### 3 <職員の対応>

- (1) スクールバス運行に変更が生じた場合は、前もって学校（担任等）から保護者へ連絡する。
- (2) 保護者から学校（担任等）へ欠席や早退等の連絡があった場合は、確実にバス部に伝える。  
うにする。
- (3) バスから児童生徒が下りる際は、児童生徒の引き継ぎを確実にする。
- (4) 下校時のバス乗車に際しては、前もってトイレを済ませておく。
- (5) **バスが定刻通りに出発できるよう下校時間を厳守する。**なお、出発前に子どものお漏らし等があり、どうしても出発時間に間に合わない場合、必ずバスに連絡すること（連絡がない場合、バスは定刻通りに出発する）。
- (6) 発熱や発作、パニック等により乗車が厳しいと判断される場合は、保護者に引き継ぐ。  
ただし、乗車がやむを得ない場合には、養護教諭と校長の許可を得ること。
- (7) スクールバスで下校した児童生徒を保護者が迎えることができない場合、その児童生徒は学校へ戻ることになるが、その際、担任が保護者へ連絡し、保護者が学校で児童生徒を迎えることとする。ただし、次の下校バスがあり、且つ保護者にやむを得ない事情がある場合は、その限りではない。
- (8) 学部・学校行事等でスクールバスの活用を計画している場合は事前にバス部と調整し、その計画書については、部主事をとおして**2週間前にバス部へ提出する。**  
なお、保護者は、子どもがバスに乗車する際、行事の日程等について、いろいろと尋ねてくることから、バス利用の行事だけでなく、他の行事計画書（要項）等についてもバス部に配布することが望ましい。
- (9) 学部・学校行事等の計画で、**予め現地の下見をする場合は、現地でスクールバスが通れる場所か、駐車やUターンができる所か等、必ずチェックする。**
- (10) 新しくスクールバス利用が認められた者は、必ず「スクールバス利用希望調べ」を学級担任からバス部に提出すること。**期限内に提出のない場合は、スクールバス乗車はできない。**
- (11) **新たにスクールバス利用を希望する児童生徒が出た場合、部主事はバス部と調整し、その結果を校長、教頭に報告する。また、必要があれば、校長とバス部で協議し、利用の可・不可を決定する。**
- (12) 小学部入学者（1年生）でスクールバスを利用しようとする者は、4月当初の給食のない期間はスクールバス利用ができない。
- (13) 非常災害時におけるスクールバス運行は次のとおりとする。
  - ① 暴風、大雨、洪水警報が発令されている場合や災害などの危険が予想される場合には、校長の指示によりバス運行を停止する。（全県的にテレビ、ラジオを通じて臨時休業を伝える）
  - ② 暴風警報が午前6時までに解除された場合、通常の授業となる。  
午前7時までに解除になった場合は、スクールバスは1時間遅れで運行する。
  - ③ 登校後に暴風警報が発令され、緊急に下校させる必要がある場合は、学校から保護者に、スクールバスの学校出発時刻とバス停留所到着時刻を連絡する。なお、バス停留所で児童生徒を迎えることができなかった保護者には、学校まで迎えに来てもらう。
- (14) スクールバス利用の定員等の関係から、本校への入学・転入がほぼ間違いなく確認できた時点で、その児童生徒の保護者に対し次のことを確認し、校長に報告すること。校長はそれをバス部に報告し、調整する。
  - ① スクールバスを利用するか。  
（ア：登校・下校とも利用する イ：登校のみ利用する ウ：下校のみ利用する エ：登校・下校とも利用しない）
  - ② お子さんを送迎できる自家用車を持っているか。
  - ③ スクールバスの利用を希望しても、必ずしも希望どおりになるとは限らないこと。したがって、家庭においても、保護者等でお子さんの送迎ができないか十分検討するようお願いする。

# スクールバス利用者の心得

スクールバスを利用する場合、次の点をしっかり守ってください。

- (1) スクールバスを利用する場合、毎年「スクールバス利用申込書（兼希望者調べ）」をバス部に提出し、乗車許可後は、「スクールバス利用誓約書」を提出してください。
- (2) 自宅及び、バス停から、自力で登下校する場合、毎年「確約書」を提出してください。また、通学支援、デイサービスを利用する場合は、保護者代理人による「誓約書」を提出してください。
- (3) スクールバス運行について、不明な点があった場合等は必ず学校と連絡をとって確認してください。（学校TEL 098-989-0192 ※朝8時以降にしか繋がりません）
- (4) バスの中に忘れ物があり、記名のない物については、その対処に困っています。子どもの持ち物については、必ず記名してください。
- (5) 児童生徒の管理には十分気をつけておりますが、それでも子ども同士がケンカすることがあります。その際、爪で相手を傷つけることがありますので、爪はちゃんと切ってください。
- (6) 児童生徒の情緒の安定が困難な場合や、安全の確認や健康状態が厳しい状況の場合は、保護者で送迎をお願いします。
- (7) スクールバスの乗車前・乗車時・下車時においては、次の点を守ってください。

## 〔乗車前〕

- ① 定められたバス停に、予定時刻5分前に待つ。
- ② バスを待つ場合は、保護者等の責任者同伴で安全な場所で待つ。
- ③ 乗車人数の多いバス停では、乗車マナーを守り、並んで待つ。
- ④ 自宅から出るときは事前にトイレを済ましてバスに乗車する

## 〔乗車時〕

- ① バスが完全に停止してから、介助員の指導に従って行動する。
- ② 車内では、ふざけたり、座席を離れたり、勝手な行動はしない。
- ③ 窓から手や顔を出したり、窓から外に物を投げない。
- ④ 座席は、できるだけ決まった座席に座る。
- ⑤ バスの中は、いつも清潔にして楽しい雰囲気にする。
- ⑥ 元気よく朝のあいさつ「おはようございます」をする。
- ⑦ 車内へ飲食物の持ち込みは禁止。  
(朝食等は、乗車前に食べさせるようにお願いします。)
- ⑧ 車内への危険物の持ち込みは禁止（例えば、カッター・ハサミ等）

## 〔下車時〕

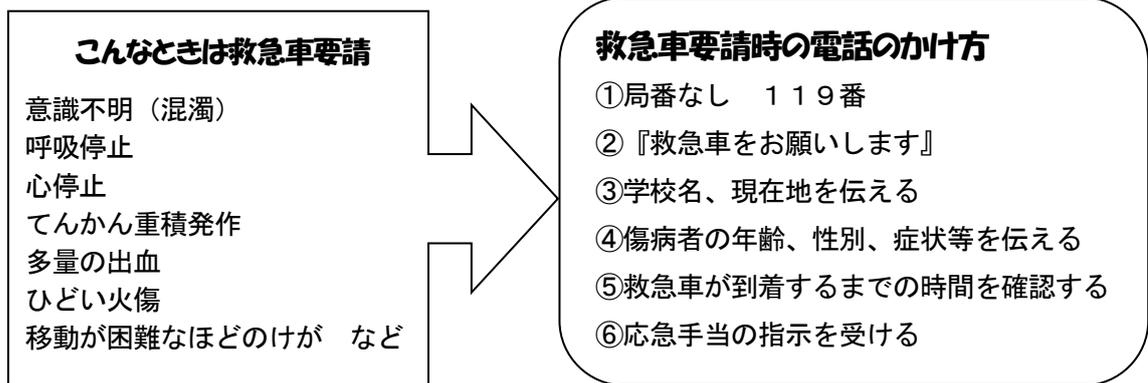
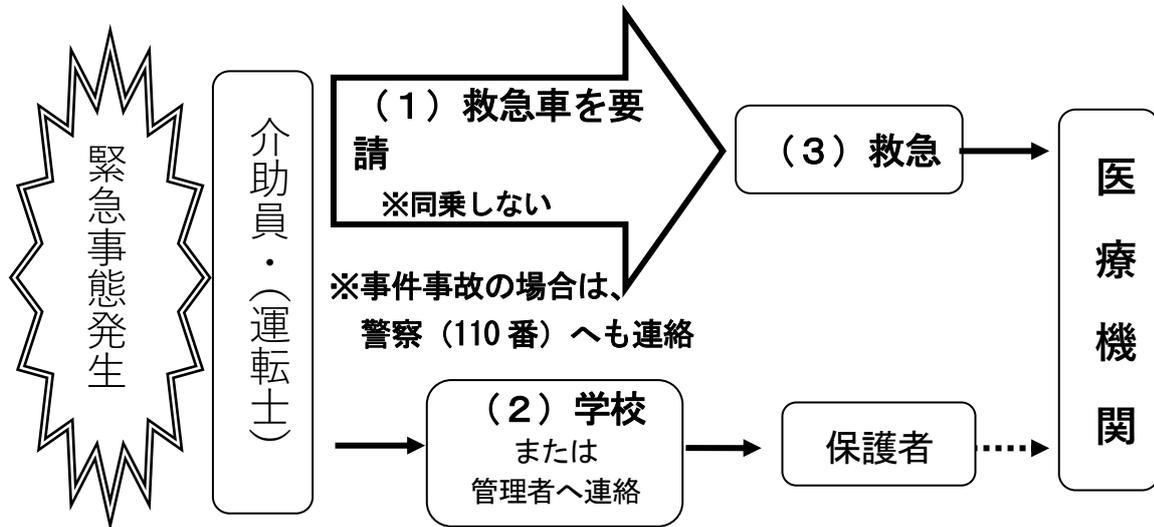
- ① 下校時は利用者が少ないため、定刻時刻より早めに着くため、介助員と相談して下さい。
- ② 完全にバスが停止してから、介助員の指示に従って行動する。
- ③ バスから下車する場合は、車内に忘れ物をしないように注意する。
- ④ 保護者は、迎いの時刻の5分前までにバス停で待つ。
- ⑤ 下車時には、道路の安全確認を必ず行なう。
- ⑥ 道路を横断する場合は、安全を確認してから横断する。
- ⑦ スクールバスの前には絶対に出ない。
- ⑧ 「さよなら」のあいさつをする。

- (9) 発熱や発作、パニック等により登校時の乗車が厳しいと判断される場合は、学校に連絡して下さい。また下校時の場合は担任が電話連絡しますので、その際には保護者は学校まで児童生徒を迎えに来てください。
- (10) 保護者の個人的な所用等の都合で、乗車場所や下車場所を変更することはしないようにしてください。
- (11) スクールバスで下校した児童生徒を保護者が迎えることができない場合は、その児童生徒は学校へ戻ることになります。その際、担任が保護者へ連絡しますので、保護者は必ず学校まで児童生徒を迎えに来てください。
- (12) 各スクールバスの乗車定員は40名で、それを超える場合は、児童生徒の安全管理上、乗車できません。
- (13) スクールバス利用者（登録者）に欠員が生じたとき、スクールバス利用希望者の希望を受け入れます。なお、利用希望者の受け入れ順は、自宅から学校までの距離やその他の条件を勘案し決定いたしますので、ご理解ください。
- (14) スクールバス利用者（登録者）で、月にわずかししかスクールバスを利用しない場合には、スクールバス利用希望者にその席（登録）をお譲りください。
- (15) スクールバスを利用する場合、子どものみをバス停留所に待たせることは、絶対にしないでください。
- (16) 新しくスクールバス利用が認められた者は、必ず「**スクールバス利用誓約書**」を学級担任に通してバス部に提出してください。提出のない場合は、スクールバス乗車はできません。
- (17) **暴風警報発令時**でのスクールバスの運行は、次のとおりとなります。
- ① テレビやラジオ等で暴風警報は発令された場合、学校は臨時休業となります。したがって、スクールバスは運行しません。
  - ② 午前6時までに暴風警報が解除になった場合、通常の登校となります。
  - ③ 午前7時までに暴風警報が解除になった場合は、1時間遅れ登校となります。  
(スクールバスは8時発になりますので、通常より1時間遅れとなります。)  
なお、下校時刻は通常通りです。
  - ④ 登校後に暴風警報が発令され、緊急に下校させる必要がある場合は、学校から保護者に、スクールバスの学校出発時刻とバス停留所到着予定時刻を連絡します。なお、バス停留所で児童生徒を迎えることができなかった保護者は、学校まで迎えに来てください。
- (18) 各コースのスクールバス運行予定時刻表及び運行路は、別紙に記載しています。
- (19) 夏場以外にも、クーラーを使用する為、体温調整が難しい児童生徒には羽織る物を持たせる様にして下さい。

# スクールバス運行時における緊急対応マニュアル

送迎中、緊急に医療機関で診療を要する事態や事故が発生した場合は、バスを安全な場所に停止し、下記の対応を行う。

※事前にてんかん発作等、緊急時の対応について確認されている児童生徒は、スクールバス利用申込書のとおり対応する。



## 1 バス介助員(運転士)の対応

- (1) バスを安全な場所に停止する。
- (2) 緊急通報(救急車要請や警察)を行う。
- (3) 校長(教頭)に所属の学部・学年・氏名、状況、救急搬送先等を連絡して、指示を仰ぐ。
- (4) 救急隊員へ『緊急時連絡票』と状況の記録を渡し、状況を報告する。  
(救急車への同乗はしない)

## 2 校内での対応

- (1) 担任・学部職員から、救急搬送を要する児童生徒の保護者へ連絡する。
- (2) 状況に応じて、現場や医療機関へ職員を派遣する。
- (3) スクールバスの運行状況等について、各担任・学部職員から利用児童生徒の保護者へ連絡する。

問い合わせが必要な場合の連絡先

|           |              |          |              |
|-----------|--------------|----------|--------------|
| 中城北中城消防本部 | 098-935-4748 | 宜野湾市消防本部 | 098-892-2299 |
| ニライ消防本部   | 098-956-9914 | 沖縄市消防本部  | 098-929-1190 |

<バス介助員の対応>

- (1) 運転士に緊急事態が発生したことを告げる。
- (2) 緊急児童生徒の安全確保をすると共に、当該児童生徒の様子を観察し続ける。
- (3) てんかん発作の場合、ベルトなどをゆるめ、特に発作持続時間及びどのような発作かを観ること。
- (4) 救急車到着の際には、**必ず搬送先の病院名を確認**すること。
- (5) 運転士への指示（協力願い）
  - ① バス介助員から緊急事態発生<sup>の</sup>報告を受けたとき、速やかに安全地にバスを止める。
  - ② バスを止め次第、救急車（119）要請をする。
  - ③ 学校に緊急連絡（**搬送先の病院名など**）を入れる。
  - ④ 緊急児童生徒以外の安全確保に努める。

<校長・事務長等の対応>

- (1) 学校に緊急連絡が入り次第、養護教諭、校長、緊急児童生徒の学級担任等に連絡や報告をする。
- (2) 部主事等に「スクールバス利用児童生徒の保護者に、バス停到着時間が遅れる旨の連絡をするよう」伝える。

<学級担任等の対応>

- (1) 緊急児童生徒についての緊急連絡が入り次第、保護者に電話連絡をする。  
その際、**搬送先の病院名を告げる**こと。
- (2) 緊急児童生徒の写真等を準備し、校長等の指示に対応する。

<部主事等>

- (1) 部主事等は校長・事務長等から連絡を受け次第、「スクールバス利用児童生徒の保護者にバス停到着時間が遅れる旨の連絡をするよう」学級担任に指示する。

<スクールバス利用児童生徒の学級担任>

- (1) 部主事等の指示の下に、スクールバス利用児童生徒の保護者に「バス停到着時間が遅れる」旨の連絡をする。

<校長の対応>

- (1) 教頭・事務長等へ対応の指示をする。

2 その他

- (1) バス介助員及び運転士は帰校後、速やかに校長に状況報告をする。
- (2) 各部主事は、毎年4月第3週末までに、バス部へ「スクールバス利用児童生徒の実態一覧表」を1部配布する。なお、バス部は、当一覧表の取り扱いに細心の注意を払うこと。
- (3) スクールバス利用保護者は、スクールバス利用児童生徒の緊急時状態（てんかん発作等での緊急と思われる状態）等について、「スクールバス利用申込書」に記載し、バス部に提出する。
- (4) 校長は、スクールバス説明会において、スクールバス運行時における緊急時の対応について説明する。

# 令和8年度（2026年度）スクールバス利用申込書

沖縄県立はなさき支援学校

スクールバス利用について次の点を守ることを約束します。(保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印) )

- ※ バス停では、保護者も一緒にバスを待ちます。
- ※ 登下校時に、指定された時刻を守ります。
- ※ 自宅 ⇄ スクールバス停留所間については、保護者の責任とします。  
(自力で往復する場合、確認書の提出が必要となります。必ず担任に相談してください)
- ※ スクールバスの利用を希望しても、必ずしも希望通りになるとは限りません。

|   |                                       |           |
|---|---------------------------------------|-----------|
|   | ふりがな                                  |           |
| 1 | 児童生徒氏名 _____                          | 男・女 _____ |
|   | 小 中 高 _____                           | 年 _____   |
| 2 | 緊急連絡先                                 |           |
|   | (自宅) _____                            |           |
|   | (職場) _____                            |           |
|   | (携帯) _____                            |           |
| 3 | 現住所 _____                             |           |
| 4 | バス停名 _____                            |           |
|   | 登校 _____ 利用する _____ 利用しない (月・火・水・木・金) |           |
|   | 下校 _____ 利用する _____ 利用しない (月・火・水・木・金) |           |
|   | バス停まで送迎する人 _____                      |           |

令和7年度スクールバス利用希望の理由について回答してください。複数回答可です。

- 1 スクールバス通学を経験させたい。
- 2 通学手段がない。(具体的な理由に○を付けてください)
  - ① 自家用車がない。
  - ② 保護者が運転免許を所持していない。
  - ③ 仕事の出勤時間の都合がつかない。
  - ④ 現在自力通学ができていない。
  - ⑤ その他

## お子様の様子について

- 1 てんかん発作はありますか。 \_\_\_\_\_ なし \_\_\_\_\_ あり \_\_\_\_\_
- 2 てんかん発作時の様子と、どのように対応した方が望ましいか教えて下さい。また、緊急に病院に搬送しなければならないと思われるのは、どのような状態の時ですか。詳しく書いてください。

搬送希望の病院名 ( \_\_\_\_\_ )

保護者→担任→バス部

沖縄県立はなさき支援学校長 殿

部 年

児童生徒

保護者氏名

印

### スクールバス利用誓約書

上記の者は、令和8年4月7日から令和9年3月19日まで県立はなさき支援学校スクールバスの利用にあたって「保護者のスクールバス利用心得」を遵守し、安全かつ円滑なスクールバス運行に協力することを誓約いたします。

なお、乗車前、下車後の一切の責任は、保護者にあることを承知しております。

沖縄県立 はなさき支援学校 学校長 殿

期間は、令和8年4月7日 ～ 令和9年3月19日の1年間とする。

( ※ 毎年更新 )

生徒氏名

保護者氏名



令和8年度 スクールバス利用生徒の登下校に関する確約書

私は、自宅からスクールバス乗車まで、子供のみで登校させること申し出ます。  
スクールバス下車後、子どものみで帰宅させることを申し出ます。

なお、乗車前、下車後の一切の責任は、私にあることを承知しております。

期間は、令和8年 4月 7日 ~ 令和9年 3月19日の1年間とする

( ※ 毎年更新 )

| 校長 | 教頭 | 事務長 | 部主事 | 担任 |
|----|----|-----|-----|----|
|    |    |     |     |    |

令和8年度  
保護者代理人による送迎に関する誓約書

沖縄県立はなさき支援学校 校長殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

代理人名 (事業所名等)

私は、( \_\_\_\_\_ ) を代理人と認め、下記事項等について確認し、スクールバス乗車前・下車後の健康安全に関する一切の権限を委任することを誓約します。

記

1 対象児童生徒 \_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 確認事項

- (1) 学校は代理人を保護者とみなします。
- (2) 代理人はスクールバス乗車・下車時に介助員と共に当該児童生徒の引継ぎを行い、安全管理に努めます。
- (3) 代理人はスクールバスの指定時刻を守ります。
- (4) 誓約書の有効期限は本年度内とします。また、保護者と代理人との間で変更事項等が生じた場合は、すみやかに申し出るようにします。
- (5) 利用する曜日は下記のとおりとします。  
\*利用日に○印をして下さい。( 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 毎日 )

上記の者に関し、保護者代理人に関する事項を確認し、誓約いたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代理人代表氏名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL \_\_\_\_\_